

令和 8 年度直方市中学生海外派遣事業
令和 8 年度直方市高校生海外派遣事業

業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、直方市が「① 令和 8 年度直方市中学生海外派遣事業（以下「① 中学生海外派遣事業」という。）」および「② 令和 8 年度直方市高校生海外派遣事業（以下「② 高校生海外派遣事業」という。）」の二つの事業の業務を同一の事業者に一括して委託するにあたって実施する公募型プロポーザル方式による委託予定事業者の選定（以下「本件プロポーザル」という。）およびこれに係る委託契約（以下「本件業務」という。）に必要な手続きを定めるものとする。

2. 本件業務の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 実施主体 | 直方市 |
| (2) 委託業務名 | ① 令和 8 年度直方市中学生海外派遣事業業務
② 令和 8 年度直方市高校生海外派遣事業業務 |
| (3) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結の日から令和 8 年 12 月 31 日（木）まで |
| (5) 契約上限額 | 14,275,000 円
（日本国内の取引に該当する消費税法上の課税対象である消費税および地方消費税を含む）
※「① 中学生海外派遣事業」および「② 高校生海外派遣事業」の合計金額 |
| (6) 最低制限価格 | 設定なし |
| (7) その他 | 本件は、①と②二つの事業を同一の事業者へ委託するため、プロポーザル及び契約は一括して行うが、あくまでも別事業として取り扱う。「① 中学生海外派遣事業」においては福岡県市町村小中学生海外派遣事業助成金の対象事業であるため、各事業にかかる費用は別々に積算し、明確に区別すること。 |

3. 選定方式

公募型プロポーザル方式

4. 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 号の規定に該当しない者であること。
- (2) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成 30 年公示第 62 号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て、また民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 法人等の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、次の事項に該当しないこと。
 - (ア) 代表者等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げるもの。以下同様）関係者である場合。
 - (イ) 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
 - (ウ) 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
 - (エ) 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。
- (6) 委託業務に関する経験を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (7) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないよう管理・運営を行うことができる者であること。
- (8) 令和 3 年度から令和 7 年度の間で本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の実績を有するもの。
- (9) 「① 中学生海外派遣事業」「② 高校生海外派遣事業」の二つの事業を一括して受託することができる者であること。

5. 欠格事由

- (1) 「4. 参加条件」を満たさないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

6. 契約までのスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の配布期間	令和8年3月23日(月)～令和8年4月7日(火)
参加申込期間	令和8年3月23日(月)～令和8年4月3日(金)
質問受付期間	令和8年3月23日(月)～令和8年3月27日(金)
質問回答期限	令和8年3月31日(火)
提案書等提出期間	令和8年3月23日(月)～令和8年4月7日(火)
参加辞退届提出期限	令和8年4月6日(月)
一次審査実施	令和8年4月13日(月)
一次審査結果通知	令和8年4月15日(水)
二次審査実施	令和8年4月22日(水)
二次審査結果通知	令和8年4月24日(金)
契約協議	令和8年4月28日(火)～
契約・業務開始	令和8年5月中

7. 参加方法

(1) 実施要領等の配布

[配布期間] 令和8年3月23日(月)～4月7日(火)

[配布場所] (ダウンロード) 市ホームページ

<https://www.city.nogata.fukuoka.jp>

(配布場所) 直方市殿町7番1号 直方市役所2階 直方市教育委員会 学校教育課

(2) 参加申込

[提出期間] 令和8年3月23日(月)9:00～4月3日(金)17:00(必着)

[提出方法] 持参または郵送

※郵送にて提出する場合、配達記録の残るもの(簡易書留郵便等)にて提出すること。

[提出書類] 「参加申込書」(様式1)及び「誓約書及び承諾書」(様式3)各1部

[提出先] 直方市教育委員会 学校教育課

(3) 質問事項

[受付期間] 令和8年3月23日(月)～3月27日(金)

[質問方法] メールにて「質問書」(様式2)を下記提出先に提出

※件名を「中学生・高校生海外派遣事業業務にかかる質問」とすること。

※開封確認付き電子メールにて送信し、2日以内に開封されない場合には提出先に電話連絡の上、受信確認を行うこと。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、受付期間以降の質問も、一切受け付けない。

[提出先] 直方市教育委員会 学校教育課 Mail: n-gakkou@city.nogata.lg.jp

[回答方法] 令和8年3月31日(火)に全参加事業者へメールにて回答するものとする。

(4) 提案書およびその他応募書類の提出

[提出書類]

(ア) 様式 4～様式 10、提案書及び見積書 (様式 12)

- ・ 提案書等の提出について (様式 4)
 - ・ 事業者概要 (様式 5)
 - ・ 実績調書 (様式 6)
 - ・ 業務実施体制調書 (様式 7)
 - ・ 管理責任者調書 (様式 8)
 - ・ 担当技術者調書 (様式 9)
 - ・ 提案書 (表紙) (様式 10)
 - ・ 提案書 (任意様式)
 - ・ 「① 中学生海外派遣事業」 見積書 (様式 12) ※ 積算内訳の明細書 (任意様式) を別途添付
 - ・ 「② 高校生海外派遣事業」 見積書 (様式 12) ※ 積算内訳の明細書 (任意様式) を別途添付
- ※ 上記において見積書以外の書類については、①②に共通するものとして取り扱う。

(イ) その他必要書類 (いずれも発行後 3 か月以内のもの、写し可)

※ 令和 8 年 3 月 1 日時点で直方市の物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されている事業者については不要。

法人の場合

① 商業登記簿謄本

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

② 財務諸表 (直近 2 年分の事業年度における決算のもの)

貸借対照表・損益計算書 (又は活動計算書)

③ 印鑑登録証明書の写し

④ 納税証明書等 (直近年度の国税、県税及び市税)

市内業者

・ 国税：法人税・消費税及び地方消費税

(納税証明書「その 3 の 3」「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと)

・ 市税：完納証明書 (滞納のない証明書)

市外業者

・ 国税：法人税・消費税及び地方消費税

(納税証明書「その 3 の 3」「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと)

個人の場合

① 代表者の身分証明書 (本籍地の市区町村で発行されるもの)

② 財務諸表 (直近 2 年分の事業年度における決算のもの)

③ 印鑑登録証明書の写し

④ 納税証明書等 (直近年度の国税、県税及び市税)

市内住民

・ 国税：法人税・消費税及び地方消費税

(納税証明書「その 3 の 2」「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと)

・ 市税：完納証明書 (滞納のない証明書)

市外住民

・ 国税：法人税・消費税及び地方消費税

(納税証明書「その 3 の 2」「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと)

[提出部数] (ア) は 7 部 (正本 1 部、副本 6 部)、(イ) は各 1 部

※ (ア) において、上記の副本とは様式 5～様式 10 及び提案書のこととする。

副本 6 部は会社名やロゴマーク等、事業者が特定できない様、名称を伏せる (記載しない) 若しくは黒塗りすること。なお、プレゼンテーションで用いる名称については二次審査の開催案内に記載する。

[提出期間] (ア) : 令和 8 年 3 月 23 日 (月) 9 : 00 ~ 4 月 7 日 (火) 17 : 00 (必着)

(イ) : 令和 8 年 3 月 23 日 (月) 9 : 00 ~ 4 月 10 日 (金) 17 : 00 (必着)

[提出方法] 持参または郵送

なお、郵送にて提出する場合、配達記録の残るもの（郵便局による一般書留、簡易郵便又は総務省の許可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便、その他配達記録が残る信書便）にて提出すること。

※(イ)については、証明書発行に時間がかかり郵送が間に合わない場合は、電子メールによる提出も可とする。その際は、事前に連絡した上で提出すること。

[提出先] 直方市教育委員会 学校教育課

(5) 参加辞退

参加申込書等を提出後、参加を辞退する場合は、令和8年4月6日（月）までに、学校教育課に「辞退届」（様式11）を電子メール（開封確認付）で提出すること。なお、参加辞退により、以後事業者が不利益な扱いを受けることはない。

8. 提案書作成上の留意事項

- (1) 仕様書の内容を反映した提案を行うこと。
- (2) 提案書は別表の内容を含み、評価項目ごと項目順に具体的な提案を行うこと。
- (3) 副本については、会社名やロゴマーク等、事業者が特定できない様、名称を伏せる（記載しない）若しくは黒塗りすること。

9. 審査の実施

(1) 一次審査（書類審査）

応募事業者が5者以上であった場合、直方市中学生海外派遣事業業務及び直方市高校生海外派遣事業業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）が書類審査を実施し、提案事業者4者を選定する。

[実施日] 令和8年4月13日（月）

[通過者数] 4者

[結果通知日] 令和8年4月15日（水）

[通知方法] 通過者のみに電話連絡および全参加事業者へ書面（郵送）による通知を行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査を通過した提案事業者（失格者を除く。）について、評価委員会がプレゼンテーション審査を実施し、委託予定事業者1者を決定する。

[実施日] 令和8年4月22日（水）

[場所] 直方市役所（直方市殿町7番1号）

[順番] 参加申込書提出順

[割当時間] 20分以内

[質疑応答] 10分程度

[出席人数] 1事業者あたり3名以内

[備考]

(ア) 提案書に基づいたプレゼンテーションとすること。

(イ) 実施日の開催時間、開催場所の詳細については、結果通知に同封する二次審査の開催案内に記載する。なお、提案事業者のプレゼンテーションの順番については、参加申込書の受付順とする。

(ウ) プロジェクター・スクリーンは本市にて用意する。その他必要な機材がある場合は各自で用意すること。

(エ) 機材等の設定及び撤収に要する時間は、提案時間を含めない。

(オ) プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

[結果通知日] 令和8年4月24日（金）

[通知方法] 1位の事業者への電話連絡および自身の順位と得点のみ全参加事業者へ書面（郵送）による通知を行う。

10. 評価方法

- (1) 第1次審査における評価は、提案書及び見積金額によって行う。
- (2) 第2次審査における評価は、提案書、プレゼンテーション及び見積金額の総合評価によって行う。
- (3) 評価項目及び配点については、別表のとおり。
- (4) 別表（A）一般事項評価及び（B）技術評価においては、評価委員会の各委員の評価点を項目ごとに平均化し、総合点に換算した数値を得点とする。（項目ごとの点数は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位までとする。）
- (5) 別表（C）提案見積額の評価においては、得点＝[配点]×（最低見積価格÷当該見積価格）とする。（小数点以下第二位を四捨五入）
- (6) プロポーザル参加者が1事業者である場合においても、上記方式による評価を行う。なお、選考の結果、総合点が6割未満の場合には、委託予定事業者の決定を行わない場合がある。
- (7) 採点の結果、同点となった場合は、見積額により順位を決定する。また、見積額が同額の場合は、くじにより順位を決定する。

11. 契約の締結

- (1) 本件プロポーザルにおける1位事業者を本委託業務の委託予定事業者として契約の交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者と契約の交渉を行う。
- (2) 最終的な契約内容および金額については、委託予定事業者と本市の間で提案内容等を確認し、実際の業務について精査・調整のうえ、最終的な契約内容・金額を確定する。
※ 提案内容および見積書の提出をもって直ちに契約を行うものではない。
- (3) 但し、提案資料および提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。
- (4) 「① 中学生海外派遣事業」「② 高校生海外派遣事業」においては、同一の事業者へ委託するため、プロポーザルおよび契約は一括して行うが、あくまでも別事業として取り扱う。「① 中学生海外派遣事業」においては福岡県市町村小中学生海外派遣事業助成金の対象事業であるため、各事業にかかる費用は別々に積算し、明確に区別したうえで契約を行うものとする。

12. その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類はすべて返却しない。
- (3) 提案書の著作権は、提出事業者へ帰属する。但し、本市が本件プロポーザルの審査及び議会報告等で必要と判断した場合は、提案書および添付書類の複製の作成及び内容を無断・無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類の差し替え・再提出は提出期限までであれば認める。
- (5) 本案件にかかる情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 本件プロポーザルの審査経過・結果に関する問い合わせには応じない。
- (8) 評価委員会に関する情報は非公開とする。

【問い合わせ先】

〒822-8501 直方市殿町7番1号
直方市教育委員会 学校教育課学校教育係
TEL：0949-25-2323 FAX：0949-25-2316
Mail：n-gakkou@city.nogata.lg.jp

別表

「令和8年度直方市中学生海外派遣事業」及び「令和8年度直方市高校生海外派遣事業」
業務委託に係る公募型プロポーザル 評価項目及び配点

評 価 項 目		配点
(A) 一般事項評価 (25点)		
①	会社概要 ----- 業務を安定的に実施できる基本的な体制が整備されているか	5
②	受託実績 ----- 受け負うに足る豊富な受託実績であるか	5
③	実施方針 ----- 事業の目的と業務内容を十分に理解しているか	10
④	業務実施体制 ----- 担当者の人数、専任性、経験年数、資格を総合的に判断し、本業務の確実な実行が見込めるか	5
(B) 技術評価 (75点)		
※ ⑤の項目において、合計得点が9点未満の場合は失格とする。また、1項目でも0点となった場合も失格とする。		
⑤	基本的な安全対策	3
	渡航の可否や中止・延期、渡航中のプログラム中止等の判断基準	3
	現地での有事の際の緊急退避の対応・サポート体制	15
	緊急医療対応・サポート体制 (病院予約・搬送手配等)	3
	各種トラブル対応・サポート体制 (パスポート紛失・犯罪被害等)	3
⑥	事業目的とプログラムの整合性	10
⑦	事前・事後研修の内容	10
⑧	本研修 (現地行程) の内容	25
⑨	プログラムの独自性・事業目的以外の付加価値の提案	10
⑩	プログラムの実施体制 (スタッフの人数・添乗員の経験値等)	5
(C) 提案見積額の評価 (20点)		
⑪	提案見積金額の妥当性 【① 中学生海外派遣事業見積額】得点 = [配点] × (最低見積価格 ÷ 当該見積価格) (小数点以下第二位を四捨五入)	10
⑫	提案見積金額の妥当性 【② 高校生海外派遣事業見積額】得点 = [配点] × (最低見積価格 ÷ 当該見積価格) (小数点以下第二位を四捨五入)	10
合 計		120